

一関市監査委員告示第 11 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 13 日

一関市監査委員 小 川 四 郎  
一関市監査委員 佐 藤 重  
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

1 監査実施日及び対象

令和 3 年 6 月 16 日（水）

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
奥玉ふるさとセンター （一関市奥玉市民センター）、飛ヶ森キャンプ場	指定 管 理 者	奥玉振興協議会	千厩支所 地域振興課
大東農村環境改善センター（一関市猿沢市民センター）、一関市猿沢市民センター猿沢体育館、猿沢伝承交流館、		猿沢地区振興会	大東支所 地域振興課
千厩児童クラブ		千厩児童クラブ運営委員会	千厩支所 保健福祉課
滝沢児童クラブ		滝沢児童クラブ運営委員会	子育て支援課

2 監査の範囲

令和 2 年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。

- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

#### 4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

## 監査結果報告書

奥玉ふるさとセンター（一関市奥玉市民センター）

### 第1 指定管理の概要

施設名 奥玉ふるさとセンター（一関市奥玉市民センター）  
指定管理者 奥玉振興協議会 会長 小野寺 明  
担当課 千厩支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2
- (2) 施設の設置目的  
住民生活の総合的向上と地域連携間の増進を図ること（市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援すること）を目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
昭和 55 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間  
（指定初年度：平成 30 年度）
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料  
18,041,811 円

### 第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 飛ヶ森キャンプ場

#### 第1 指定管理の概要

施設名 飛ヶ森キャンプ場  
指定管理者 奥玉振興協議会 会長 小野寺 明  
担当課 千厩支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市千厩町奥玉字飛ヶ森 11 番地 80
- (2) 施設の設置目的  
市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
昭和 38 年
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 30 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料  
385,000 円

#### 第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

大東農村環境改善センター（一関市猿沢市民センター）  
一関市猿沢市民センター猿沢体育館、猿沢伝承交流館

### 第1 指定管理の概要

施設名 大東農村環境改善センター（一関市猿沢市民センター）  
一関市猿沢市民センター猿沢体育館、猿沢伝承交流館  
指定管理者 猿沢地区振興会 会長 菊地 昌斉  
担当課 大東支所地域振興課

#### (1) 施設の所在地

大東農村環境改善センター：一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1  
一関市猿沢市民センター猿沢体育館：一関市大東町猿沢字上ノ洞 22 番地  
猿 沢 伝 承 交 流 館：一関市大東町猿沢字板倉 73 番地

#### (2) 施設の設置目的

大東農村環境改善センター：農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的とする。

一関市猿沢市民センター猿沢体育館：市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。

猿 沢 伝 承 交 流 館：伝承文化の保存、伝承及び農業振興並びに住民の交流促進により地域の活性化を図ることを目的とする。

#### (3) 施設設置年月日

大東農村環境改善センター：昭和 60 年 8 月 20 日

一関市猿沢市民センター猿沢体育館：昭和 44 年 12 月 25 日

猿 沢 伝 承 交 流 館：平成 22 年 3 月 15 日

- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間  
(指定初年度：平成31年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和2年度指定管理料  
17,735,645円

## 第2 監査の結果

令和2年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書 千厩児童クラブ

### 第1 指定管理の概要

施設名 千厩児童クラブ  
指定管理者 千厩児童クラブ運営委員会  
担当課 千厩支所保健福祉課

- (1) 施設の所在地  
一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 22
- (2) 施設の設置目的  
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 30 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間  
(指定初年度：令和 2 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料  
14,899,587 円

### 第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書 滝沢児童クラブ

### 第1 指定管理の概要

施設名 滝沢児童クラブ  
指定管理者 滝沢児童クラブ運営委員会  
担当課 子育て支援課

- (1) 施設の所在地  
一関市滝沢字寺下 46 番地
- (2) 施設の設置目的  
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 31 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 3 年間  
(指定初年度：平成 31 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料  
9,738,114 円

### 第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。